

✚ 貨物概要

綿織物、合成皮革(不織布から製造されたもの)、綿製の紐からなる、剣道用の小手である。

✚ 分類

関税率表第 6216.00 号（統計番号 6216.00-100）のその他の紡織用繊維製品

✚ 分類理由

運動用手袋、ミトン及びミットは、関税率表第 95 類注 1(u)及び同表解説第 95.06 項除外規定(c)により、同項から除外され、構成する材料により分類されることとなります。

本品に使用されている合成皮革は、関税率表第 56.03 項の不織布に該当するものです。

したがって、本品は、紡織用繊維の織物類から製造された手袋として、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）